

経済戦略局「VRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物」
貸出及び使用要領

制 定 令和8年5月1日

(目的)

第1条 この要領は、経済戦略局（以下「当局」という。）が「空飛ぶクルマ」社会受容性向上事業の実施を目的に所有し、管理するVRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物（以下「VRゴーグル等」という。）の貸出及び使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領における「VRゴーグル等」とは、当局が所有するVRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属する機器ならびに掲示物をいう。
- 2 この要領における「イベント」とは「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上を目的として大阪市内で実施する体験会、展示会、講演会、説明会その他これらに類する催しをいい、期間を定めて実施する企画展を含む。
- 3 当局が貸し出すVRゴーグル等は別表のとおりとし、VRゴーグル等を使用する者は、VRゴーグル用コンテンツの改変、複製、転載、配布、追加又は削除をしてはならない。ただし、当局が書面により事前に承認した場合はこの限りではない。

(使用資格)

- 第3条 VRゴーグル等を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大阪市役所の各所属（区役所を含む。）
- (2) 空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル参画者
- (3) その他経済戦略局長（以下「局長」という。）が認める者
- 2 前項第3号に該当する者は、別紙1に定める使用資格要件を満たさなければならない。

(使用承認の申請)

- 第4条 VRゴーグル等をイベントにおいて使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則使用する5開庁日（土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）前までに、経済戦略局「VRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物」使用承認申請書（様式第1号）により申請し、承認を受けなければならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、かつ、局長がやむを得ない理由があると認めるときは、申請者は使用開始日の前開庁日までに申請することができる。
- (1) 緊急広報その他これらに類する行政上の必要により、急きょイベントを実施する場合

(2) 会場都合その他申請者の責めに帰することができない事由により、イベント日程が直前に確定又は変更された場合

(3) その他局長が特に必要と認める場合

3 前項により申請する場合、申請者は、やむを得ない理由及び申請が遅れた事情を申請書に記載し、又は資料を添付しなければならない。

(使用承認)

第5条 局長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、VRゴーグル等の使用を承認しないことができる。

(1) 申請内容が第2条第2項に規定するイベントに合致しないとき

(2) 営業活動又は収益事業のために利用されるおそれがあると局長が認めるとき、又は特定の商品、物品等の販売若しくは頒布、特定のサービスの利用促進を図るために利用されるおそれがあるとき。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又はこれらの業の利便を図るための用に供されるおそれがあるとき。

(4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(5) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。

(6) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。

(7) 大阪市（以下「本市」という。）又は「空飛ぶクルマ」のイメージを損なうおそれがあるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、局長がVRゴーグル等の使用を不相当と認めるとき。

2 局長は、前項の規定に基づき使用承認した場合、経済戦略局「VRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物」使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 局長は、第1項の規定により使用を承認しないときは、その理由を明記した経済戦略局「VRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物」使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第6条 VRゴーグル等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用場所等への運搬及び保管に係る経費の負担並びに手段の確保は申請者が行い、汚損、破損又は紛失を避けるべく責任をもって取り扱うこと。

(2) 貸出期間（貸出日から返却日までの期間をいう。）を遵守すること。貸出期間は、原則として使用日の前日を貸出日、使用日の翌々日を返却日とする。ただし、複数日にわたり実施するイベントで局長が認める場合は、この限りでない。

(3) 貸出期間の上限は、原則として5開庁日とする。ただし、局長が認める場合

は、この限りでない。なお、貸出期間の延長を認める場合であっても、貸出物品の運用上、貸出日から返却日までの期間は、概ね1か月程度を目安とする。

- (4) 貸出及び返却の時間及び場所は、原則として午前9時から午後5時までの間とし、場所は経済戦略局イノベーション課とする。ただし、貸出日が土曜日・日曜日・祝日又は年末年始に該当する場合は直前の開庁日、返却日がこれらに該当する場合は直後の開庁日とする。
- (5) VRゴーグル等の使用に関して事故等があった場合は、申請者の責任とする。
- (6) 「空飛ぶクルマ」のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (7) 承認された用途にのみ使用し、局長の指示する条件に従うこと。
- (8) VRゴーグル等は、承認を受けたイベントにおいてのみ使用し、当該イベント以外の目的で使用してはならない。
- (9) VRゴーグル等の設定を変更しないこと。
- (10) VRゴーグル等からVRゴーグル用コンテンツを複製しないこと。
- (11) VRゴーグル等の使用にあたっては精密機器であることから、取り扱いには細心の注意を払い、申請者の責任と負担により防汚並びに衛生対策を講じること。
- (12) 承認を受けた者は、VRゴーグル等を転貸しないこと。
- (13) 「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上に資するイベントであることを明示すること。
- (14) VRゴーグル体験者に「空飛ぶクルマ」に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの設問には当局が指定する内容を含むこと。
- (15) VRゴーグル等の取扱いに当たっては、別紙2「VRゴーグル及び付属機器の使用に関する注意事項」を遵守すること。

(使用料)

第7条 使用料については無償とする。

(使用状況の報告)

第8条 VRゴーグル等の使用者（以下「使用者」という。）は、使用状況について、体験者数、アンケート結果、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を返却日から1か月以内に局長に提出すること。

- 2 前項の提出物には個人情報等は原則除外することとし、個人情報が含まれる場合は、本人同意又はマスクング等を行うこと。

(使用承認の取消し)

第9条 局長は、VRゴーグル等の使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、VRゴーグル等の使用承認を取消することができる。

- 2 局長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、経済戦略局「VRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物」使用承認取消通知書（様式第4号）により通知する。

- 3 前項の規定により使用承認の取消通知を受けた者は、局長の指示する期限までに使用を中止し返却すること。
- 4 本市は、使用承認を取り消されたことにより当該取消を受けた者に生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(原状回復)

第10条 使用者は、VRゴーグル等を破損又は汚損したときは、速やかに経済戦略局イノベーション課に連絡、協議のうえ使用者の責任及び負担において原状に復する、又は損害を賠償すること。

(損害賠償等の責任)

- 第11条 VRゴーグル等の貸出を承認し、承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したことに起因する損害又は損失について、本市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 2 VRゴーグル等の貸出により使用者が被った損失又は損害及び使用者が第三者に与えた損害又は損失について、本市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
 - 3 使用者は、VRゴーグル等の使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本市に賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第12条 本市を当事者とするこの要領に関する訴訟調停その他の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補足)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

品目	詳細
VR ゴーグル	PICO Technology Co.Ltd. 製 【付属機器】 ・コントローラー（L/R） ・充電用アダプタ ・充電用ケーブル
VR コンテンツ	VR ゴーグルにインストール済み
掲示物	・横断幕 ・のぼり（ポール、注水台含む）